

関係者各位

お 知 ら せ

課税期間延長に係る調査中の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する
不当廉売関税について

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）（以下「中国」という。）産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対しては、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成29年政令第234号）」に基づき、平成29年12月28日から本年12月27日までを課税期間として、不当廉売関税が課されているところです。

現在、対象貨物について、不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査が実施されており、課税期間を経過してもなお当該調査が継続している場合は、関税定率法第8条第29項（不当廉売関税）の規定に基づき、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される対象貨物については、対象貨物が課税期間内に輸入されたものとみなして不当廉売関税が課されることとなります。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門へ照会願います。

記

1. 課税物件（変更なし）
中国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレート
（関税定率法別表3907.61号に掲げる物品）
2. 不当廉売関税率（変更なし）
中国産 53.0%
但し、一部例外あり（別紙参照）
3. 適用期間
調査終了まで

以 上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第1部門
電話番号：078-333-3086

【別紙】

貨物の供給者	税率
グァンドン・アイヴイエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンユウ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.)	39.8%
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	51.0%
チャイナ・リソーシーズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	51.4%
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	39.8%